



東京都共同募金会 文京区地区配分推せん委員会
赤い羽根共同募金 地域配分（B 配分） 募集要項



【令和6年度募金・令和7年度申請・令和8年度使用分】

1 応募資格

文京区内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体などで、申請時点において事業開始から1年以上経過し、1法人3事業所までとする。

- ① 社会福祉法第2条に定める児童厚生施設（児童館）
- ② 社会福祉法及び東京都補助要項による保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- ③ 障害児・者の地域生活支援及び就労支援をおこなう施設・団体
（通所訓練、通所授産、自立支援法に移行した作業所など）
- ④ 社会福祉関係通知等による施設（グループホームなど）
- ⑤ その他（地域福祉の推進を目的とする団体で、文京区地区配分推せん委員会において認められたもの）

※会社法人が経営する施設、学校法人及び特殊法人が運営する施設、民間型の老人ホームなどは対象外

2 申請対象事業

- （1）備品整備事業（原則として日常の活動で使用し、5年以上の使用が見込まれるもの）
 - ① 利用者の生活のためのもの（使用することが不確定な備品は対象外）
 - ② 利用者が取り組む作業や就業・生活訓練などで使用するもの
 - ③ 利用者や地域住民のための防災・災害対策用備品（園児避難用リヤカー、簡易型トイレなど）
 - ④ その他、地区配分推せん委員会で認めたもの
- （2）小破修理（賃貸物件に係るものは対象外）
 - ① 利用者が使用する建物などのトイレ・床・壁・扉修理や改修
- （3）研修・講習会など（1つの内容とし、利用者一人につき1回、目的・効果の一貫性を基準とする）
 - ① 利用者の日常生活訓練に資するもの（宿泊訓練含む）
 - ② 利用者の社会生活訓練に資するもの（交流事業含む）
 - ③ 利用者の生活向上のための講座、健康診断など（職員は対象外）

<申請にあたっては、次の事柄もご確認ください>

- ① 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に応えられる事業であること
- ② 令和8年度（次年度）に購入・実施する事業であること
- ③ 申請は1施設・団体につき1事業に限る（目的の異なる2つ以上の備品整備事業や備品整備と宿泊研修などを合わせての申請は対象外）
- ④ 事務管理用の備品整備は対象外（パソコン、カメラ、コピー機、書庫、事務機など）

- ⑤ 備品購入の際の間接的経費は対象外（備品処分費、リサイクル費、送料、修理保証費など）
- ⑥ 施設・団体維持のための運営費は対象外（家賃、光熱水費、職員人件費など）
- ⑦ 施設・団体の責任で設置する設備、事業は対象外（防犯設備、職員を対象とした研修会、など）

3 配分申請額

5万円～20万円（万円未満切捨）

- 申請額は、申請事業費の75%以内とし、申請者の自己負担は25%以上とする。
※自己負担額に他の助成金・利用者負担金は含まない。
※申請事業費は、見積もりから間接的経費を除いた額とする。ただし、対象外項目が記載された見積書も添付資料として有効になるため、それらを除いた見積書を別途取る必要はありません。
- 申請総額が配分予定額を超えた場合は、申請内容を踏まえ、下記の基準により、配分推せん委員会で審査を行い、配分の可否を決定する。

参考：令和7年度申請・令和8年度使用分 配分上限金額：2,490,000 円

（配分上限金額：令和6年度募金額 3,831,754 円の65%万円未満切捨）

<審査の基準>

①事業の必要性	備品整備や小破修理などは、利用者の必要性が高さ及び緊急性の高いものを優先する。
②先駆的な取り組み	法律や制度に基づいた団体の在り方を超えて、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取り組みを行う団体を優先する。
③助成後の発展性	申請事業の成果が地域活動に貢献し、団体としての成長する可能性が広がるかを勘案する。
④過去の助成実績	配分機会の公平性を担保するために、過去の共同募金配分及び社協の助成状況を勘案する。

4 申請書式及び注意点

文社協又は東京都共同募金会HPから「地域配分（B 配分）申請書」をダウンロードして使用
ダウンロードする環境がない場合は、返信用封筒（返信先記入済み、110円切手貼付）を下記
提出先までお送りください。

- 申請書類は、2部（正本・副本2）をご提出ください。
- 申請書の提出にあたっては、本要綱、東京都共同募金会 配分要領（抜粋）をお読みの上、不備や不足のないようご注意ください。
- 複数の施設を運営する法人で、複数の施設から「地域配分（B 配分）」申請を行う場合は、法人でお取りまとめください。

5 添付書類

- 備品整備・小破修理の場合は、見積書（インターネット見積可、カタログの写し不可）
- 事業実施の場合は、実施計画書（予算書含む）でも可 *書式任意

6 申請期間

令和7年7月1日（火）～10月31日（金）

※所定申請書と添付書類と併せて、事前予約の上、提出先までご持参ください。提出時に申請理由、施設の運営状況などについてお聞きしますので、申請内容を説明できる方がご持参ください。

7 申請書提出先

東京都共同募金会 文京区地区配分推せん委員会

申請書提出先

社会福祉法人 文京区社会福祉協議会

〒113-0033

文京区本郷 4-15-14 文京区民センター4 階

電話：03-3812-3040 FAX：03-5800-2966

8 配分金決定時期

令和8年1月下旬開催の文京区地区配分推せん委員会で決定後、東京都共同募金会に推せん

令和8年3月下旬開催の東京都共同募金会理事会・評議員会で決定後、文書を以って通知

9 配分金交付時期

令和8年6月下旬に送金予定

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設分の配分金を合算し、当該法人が管理する口座へ振り込みます。

10 報告書の提出

事業終了後、30日以内に使途報告書を提出してください。

※使途報告書の提出がされない場合は、翌年度以降の配分申請をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

11 その他

「地域配分（B配分）」「全都配分（A配分）」の申請は同時にすることも可能です。

「全都配分（A配分）」の申請については、東京都共同募金会ホームページをご参照ください。

(<https://www.tokyo-akaihane.or.jp>)